ホットな消費者ニュース　２０２６年５月号

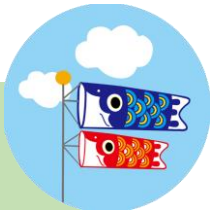

そのオプション、本当に必要？
携帯電話・スマホ契約時は内容をよく確認！

相談事例

スマホの充電ができなくなったため、機種変更しようとショップへ赴いた。ショップ店員が勧めたスマホとSDカードや充電器などの関連機器を渡されて契約した。関連機器はサービス品かと思っていたが、家族に見てもらうと、7万円の関連機器を分割で購入させられており、不要なものがいくつかあった。解約したい。

アドバイス

- ◆ スマホの機種変更や新しい契約では、複雑な仕組みや説明をよく理解できないまま、不要なオプションや関連機器を付けた状態で契約してしまうことが少なくありません。
- ◆ 契約する際は、契約内容をよく確認し、よくわからない場合は契約しないようにしましょう。オプション等を勧められた場合も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。
- ◆ 契約書はその場で確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるのかなどを確認しましょう。
- ◆ 不要なオプション等を契約させられている場合は、すぐに、ショップに解約を申し出しましょう。
- ◆ 困ったときは、消費生活センターへご相談ください。

太陽光発電の点検商法にご注意ください！

相談事例

「太陽光発電の保守点検が義務化されたので点検に伺いたい」と電話があった。無料でできるという話だったが、設置した事業者とは違っていたので断った。

アドバイス

- 👉 太陽光発電の設備を安全に維持管理する義務は消費者にあります。しかし、そのための保守点検は義務ではなく推奨とされています。まずは、使用しているメーカーの保証期間を確認しておき、点検の実施は販売店やメーカーに相談しましょう。
- 👉 無料につられて知らない事業者に点検を依頼すると、不安をあおられ、新たな契約を迫られることもあります。その場で契約をしないようにしましょう。
- 👉 訪問販売の場合は、契約書をもらった日から8日間はクーリング・オフできます。

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県092－632－0999(日曜日も電話相談可)
吉富町0979-33-7051(火・金曜日9:00～16:00)
上毛町0979-33-7052(　〃　)
※相談中、相談員離席中の場合は各役場へ転送されます。

事例提供：北九州市立消費生活センター、宗像市消費生活センター
発　　行：福岡県消費生活センター